

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の無体財産権、地上権、鉱業権等の用益物権など多種多様なものがある(広義の国有財産)が、ここにいう国有財産とは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条及び第43条に規定されている財産(狭義の国有財産)、すなわち第1表に示すものをいう。

第1表 国有財産の範囲

(1) 法第2条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土 地 (2) 土地の定着物(建物、立木竹等)
		動 産	(1) 船舶、浮標、浮さん橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物 (エレベーター、冷暖房装置等)
	財	用益物権	(1) 地上権 (2) 地役権 (3) 鉱業権 (4) 以上のものに準ずる権利(漁業権等)
		無体財産権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利(意匠権等)
	産 権	有価証券 (国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。)	(1) 株 券 (2) 社債券 (3) 地方債証券 (4) 投資信託又は貸付信託の受益証券 (5) 外国又は外国法人の発行する証券で以上のものに準ずるもの (6) 出資に因る権利

(2) 法第43条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、更に用

途によつて四つの種類に分けられている。

(1) 行政財産

イ 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、庁舎、国立学校、国立病院、国家公務員宿舎等の建物及びその敷地)

ロ 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、国有で国が管理している公園(皇居外苑、新宿御苑等)、広場、道路、河川、海浜地等)

ハ 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、皇居、御所、御用邸等)

ニ 企業用財産

国において国の企業(造幣局、印刷局、国有林野、アルコール専売及び郵政の各特別会計の行う事業)又はこれらの企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、国有林野、造幣局及び印刷局の工場施設等)

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されることのないものである。

普通財産はその取得の経緯からみると、旧陸海軍省所管の行政財産が不用となり大蔵省に引継がれて普通財産となつたもの、財産税法又は相続税法等の規定により租税物納として国庫に納付されて普通財産となつたもの又は土地で明治初期の地租改正時に官有地とされたもの等が大部分を占めるが、そのほか行政財産が不用となつて本来の行政目的に供されなくなつた場合、すなわち用途廃止されて普通財産となつたもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分のしくみ

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付などの運用をすることであり、処分とは、売払、交換、譲与等をするをいう。

これらの管理処分のしくみは、行政財産と普通財産では異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが、これを処分したり、また、国有財産法に定める場合(例えば、地方公共団体

等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合)のほか、これに私権を設定することはできないことになっている。これに対し普通財産は、原則として大蔵大臣が管理処分し、これに私権を設定することも可能である。

行政財産が不用となつた場合は各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを大蔵大臣に引継がなければならない。もつとも、交換や取りこわしの目的で用途廃止するものなど引継不適当の財産や造幣局特別会計など27の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理及び処分することができることとなっている。

大蔵大臣は、普通財産を管理及び処分するほか、国有財産の管理及び処分を総轄する責任をもっている。国有財産の総轄というのは、国有財産の管理及び処分の適正を期するため、国有財産の制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、並びにその管理及び処分について、必要な調整をすることをいう。

なお、大蔵大臣の行う総轄事務や各省各庁の長の行う管理及び処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっており、また、管理及び処分の事務は、一定の手続を経れば、地方公共団体に取扱わせることができる。

(2) 法的しくみ

イ 国有財産法は、広義の国有財産の管理処分の基本法である財政法のもとにおいて、不動産会計の分野を担当する法律である(他の分野については、それぞれの法律(現金については会計法、物品管理については物品管理法、債権管理については国の債権の管理等に関する法律)がある。)

すなわち、国有財産法は、不動産を中心とする狭義の国有財産の管理処分を律する基本法であり、その第一条において国有財産の管理処分については、「他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。」と規定されている。

ロ 行政の多様化、複雑化に応じ、また、社会経済情勢の推移に伴い、国有財産の用途も多種多様となり、その管理方式等もおおのずから異なつたものになる。このため、基本法である国有財産法のみではすべてを律することは困難であり、また、例外的規定を設けたほうがその管理処分の適正が期せられる場合もある。このような場合には、特例的規定をもち込んだ特別法が制定されることになるが、これらの特別法は国有財産法に優先して特定の国有財産に適用されるものであり、その数は現在かなりの数に及んでいる。

その主要なものを分類例示すると次の通りである。

イ 無償貸付(無償使用又は収益の許可)に関する特例

(イ) 国有財産特別措置法第2条(地方公共団体に対する水道施設、防波堤等の公共の用に供する場合の無償貸付及び地方公共団体等に対する社会福祉施設、

義務教育諸学校施設等の用に供する場合《一定の要件に該当する場合に限る。》の無償貸付)

(ロ) 国有林野法第8条の2及び第8条の4(地方公共団体等に対する国有林野の無償貸付、風水害等の場合における貸付等の対価の免除)

(ハ) 道路法第90条(地方公共団体に対する都道府県道、市町村道の用に供する場合の無償貸付)

(ニ) 農地法第68条(自作農者等に対する土地の売渡しをするまでの間の一時無償使用)

(ホ) 警察法第78条(都道府県に対する警察用国有財産の無償使用)

(ヘ) 空港整備法第15条(地方公共団体に対する第三種空港内普通財産の無償貸付)

(ト) 下水道法第36条(地方公共団体に対する公共下水道等の用に供する場合の無償貸付)

ロ 譲与に関する特例

(イ) 国有財産特別措置法第5条及び第6条の2(地方公共団体からの寄附財産の用途を廃止した場合の譲与及び老朽居住用建物の譲与)

(ロ) 旧軍港市転換法第5条(旧軍港市転換事業の用に供するための譲与)

(ハ) 公有水面埋立法第25条(埋立工事の施行によつて不用に帰した公共用財産の埋立免許を受けた者に対する譲与)

(ニ) 土地改良法第50条、第94条の3及び第94条の4(土地改良事業の施行により不用となつた公共用施設に係る国有地の譲与、一般土地改良施設に係る土地等の譲与)

(ホ) 港湾法第53条及び第55条(港湾管理者に対する直轄工事によつて生じた土地又は工作物の譲与、港湾管理者が設立された場合における国の所有等に属する港湾施設の譲与)

(ヘ) 道路法第90条及び第94条(地方公共団体に対する都道府県道、市町村道の用に供する場合の譲与、地方公共団体に対する不用物件の譲与)

(ト) 空港整備法第16条(地方公共団体に対する第二種空港又は第三種空港の供用の廃止等に伴い不用となつた土地、工作物の譲与)

(チ) 下水道法第36条(地方公共団体に対する公共下水道等の用に供する場合の譲与)

(リ) 河川法第93条(都道府県に対する二級河川に係る荒川敷地等の譲与)

ハ 売払代金又は交換差金の延納に関する特例

(イ) 国有財産特別措置法第11条(普通財産の売払代金等の延納)

(ロ) 旧軍港市転換法第4条(旧軍港市転換事業の用に供するための普通財産の売払代金等の延納)

ニ 売払価格又は貸付料の減額に関する特例

(イ) 国有財産特別措置法第3条及び第6条の2(地方

公共団体等に対する医療施設，社会福祉施設，学校施設等の用に供する場合の減額譲渡・貸付，老朽居住用建物の敷地の減額譲渡）

(ロ) 旧軍港市転換法第4条（旧軍港市転換事業の用に供するための減額譲渡）

(ハ) 国有林野法第8条の2から第8条の4まで（地方公共団体等に対する国有林野の減額貸付等，風水害等の場合における貸付等の対価の減額）

ホ 管理及び処分に関する特例

(イ) 土地改良法第94条等（国有土地改良財産の農林大臣による管理処分）

(ロ) 漁港法第24条の5（国の施行する漁港修築事業によつて生じた土地又は工作物の農林大臣による管理処分）

(ハ) 文化財保護法第87条（重要文化財等の文部大臣による管理）

(ニ) 港湾法第53条（直轄工事によつて生じた土地又は工作物の運輸大臣による譲与）

(ホ) 道路法第94条（建設大臣による不用物件の譲与）

(ヘ) 農地法第78条及び第80条（買収した土地，立木等の農林大臣による管理処分）

(ト) 河川法第93条（二級河川に係る廃川敷地等の建設大臣による譲与）

（３） 国有財産台帳

イ 国有財産の管理及び処分を適正，かつ，効率的に行うためには，その対象である国有財産の現況を正確には把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は，国有財産台帳を備えて，その所管する財産の現況を記録することとしている。

この国有財産台帳は，各会計別に，かつ，分類及び種類ごとに調整し，更に，財産の区分（土地，立木竹，建物，工作物等の区分をいう。），種目（土地における敷地，宅地，原野等の区別，建物における事務所建，住宅建等の区別をいう。），所在，数量，価格，得喪変更の年月日及び事由，その他必要な事項を記載することになっている。従つて，国有財産の取得，所管換，処分その他によつて，これに変動があつた場合には，その増減を台帳に記載して整理を行つている。

このように国有財産は，原則としてすべて国有財産台帳に登録されるが，例外として登録しないことになっているものがある。これは，(イ)公共用財産のうち，公園，広場以外の用に供されているもの，すなわち，道路，河川，海浜地等と，(ロ)一般会計に属する普通財産のうち，都道府県道又は市町村道の用に供するため貸付けたものである。

このような公共の用に供されている道路，河川及び海浜地等のうち，特別法（例えば，道路法，河川法及び海岸法等）が適用される公共用財産については，それらの所管大臣がそれぞれの法律に規定する台帳に登録するこ

とによつて，その現状を明らかにすることとなつている。

ロ 国有財産台帳に新たに登録される価格は，原則として取得価格であるが，この台帳価格は，国の企業に属するもの，株券，社債券，出資に因る権利及びその他の財産で価格改定を行うことが適当でないものとして大蔵大臣が指定するもの以外の財産（以下「価格改定対象財産」という。）については，その後の物価変動等に伴う修正を行うため，台帳価格の改定制度を設け，原則として5年ごとにその年の3月31日現在の現況において国有財産を評価し，その評価額により，台帳価格を改定している。

また，国の企業に属する財産については，それぞれの特別会計法令の定めるところにより台帳価格を改定している。

この特集号に計上されている価格は，次の価格改定後のものである。

(イ) 価格改定対象財産については，昭和46年3月31日現在

(ロ) 造幣局，印刷局，アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計に属する財産については，昭和46年4月1日現在

(ハ) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）施行の際，沖縄に所在する財産については，同法施行の日である昭和47年5月15日現在

(ニ) 国有林野事業特別会計に属する財産については，昭和48年4月1日現在

（４） 国有財産増減及び現在額報告書，同総計算書

各省各庁の長は，その所管する国有財産について，国有財産台帳に記載された毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在高を集計し，国有財産増減及び現在額報告書を調製したうへ，翌年度7月末までに大蔵大臣に送付し，大蔵大臣はこれに基づき国有財産増減及び現在額総計算書を調製することとされている。

大蔵大臣は，この総計算書を内閣に送付し，内閣は更にこれを会計検査院に送付して検査を受けたり，翌年度開会の国会の常会に報告することが常例となつている。

国有財産台帳に登録されている財産は，原則として，すべて国有財産増減及び現在額報告書に計上されるが，国有財産法第41条の規定によつて朝鮮，台湾，樺太，南洋，関東州及びその他の外国に所在する財産（在外公館等に係るものを除く。）は，この報告書には計上されていない。

なお，千島列島に所在する財産で，現在国有財産台帳に登録されているものは計上されている。

（注）（１） 本特集号の国有財産に関する統計数字は，国有財産増減及び現在額総計算書等に基づき作成したものである。

（２） 国有財産関係統計の数字は，原則として単位未満を切捨てて作成したので，合計数字と符合しないことがある。

（３） 統計の配列は，総括関係統計，行政財産関係統計，普通財産関係統計の順とした。

第 2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の総額は、昭和50年3月31日現在で15兆81億円となっており、そのうち、行政財産は8兆7,087億円(58.0%)、普通財産は6兆2,993億円(42.0%)である。

2. 分類別、種類別、会計別現在額(統計2.7参照)

国有財産の総額を、分類別(行政財産か普通財産か)、種類別(行政財産の中の公用財産、公共用財産、皇室用財産及び企業用財産の別)、会計別(一般会計か特別会計か)にみると第2表の通りである。

公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産及び普通財産についてそれぞれの用途を図示すれば、次の通りである。

第2表 国有財産分類別・種類別・会計別現在額(昭和50年3月31日現在)

(単位 百万円)

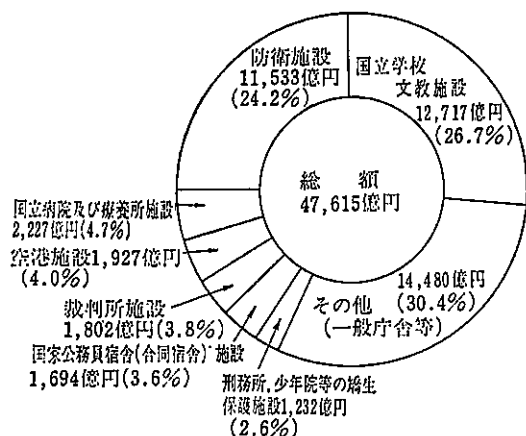
分類・種類	一 般 会 計							
	土 地		建 物		そ の 他		価 格 計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		
行 政 財 産	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
	1,176,805	1,459,933	24,836	622,621	995,527	航空機 358,669	3,078,082	47.5
公 用 財 産	1,131,581	1,147,853	24,595	607,428	983,382	” 358,669	2,738,664	(42.3)
公 共 用 財 産	20,418	162,269	57	1,470	3,569	工作物 3,114	167,309	(2.6)
皇 室 用 財 産	24,805	149,810	183	13,722	8,575	” 8,056	172,108	(2.6)
企 業 用 財 産	-	-	-	-	-	-	-	-
普 通 財 産	1,098,638	750,947	5,630	73,684	2,574,577	政府出資等 2,500,329	3,399,209	52.5
合 計	2,275,444	2,210,881	30,466	696,306	3,570,104		6,477,291	100.0
分類・種類	特 別 会 計							
	土 地		建 物		そ の 他		価 格 計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		
行 政 財 産	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
	87,319,963	1,561,447	30,243	919,139	3,150,126	立木竹 2,259,501	5,630,714	66.0
公 用 財 産	1,346,865	893,932	22,609	639,808	489,143	工作物 862,856	2,022,884	(23.7)
公 共 用 財 産	-	-	-	-	-	” 423,745	-	-
皇 室 用 財 産	-	-	-	-	-	-	-	-
企 業 用 財 産	85,973,097	667,515	7,633	279,331	2,660,983	立木竹 2,221,608	3,607,829	(42.3)
普 通 財 産	506,746	80,908	728	7,295	2,811,980	政府出資等 2,804,466	2,900,184	34.0
合 計	87,826,709	1,642,356	30,972	926,435	5,962,107		8,530,898	100.0
分類・種類	合 計							
	土 地		建 物		そ の 他		価 格 計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		
行 政 財 産	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
	88,496,769	3,021,381	55,079	1,541,761	4,145,653	立木竹 2,264,408	8,708,797	58.0
公 用 財 産	2,478,446	2,041,785	47,204	1,247,237	1,472,526	工作物 1,220,238	4,761,549	(31.7)
公 共 用 財 産	20,418	162,269	57	1,470	3,569	” 769,955	167,309	(1.1)
皇 室 用 財 産	24,805	149,810	183	13,722	8,575	” 3,114	172,108	(1.1)
企 業 用 財 産	85,973,097	667,515	7,633	279,331	2,660,983	” 8,056	-	-
普 通 財 産	1,605,384	831,856	6,359	80,980	5,386,557	立木竹 2,221,608	3,607,829	(24.1)
合 計	90,102,153	3,853,237	61,439	1,622,741	9,532,211	政府出資等 5,304,795	6,299,393	42.0
							15,008,190	100.0

(注) 1. 一般会計合計額と特別会計合計額との割合は次の通りである。

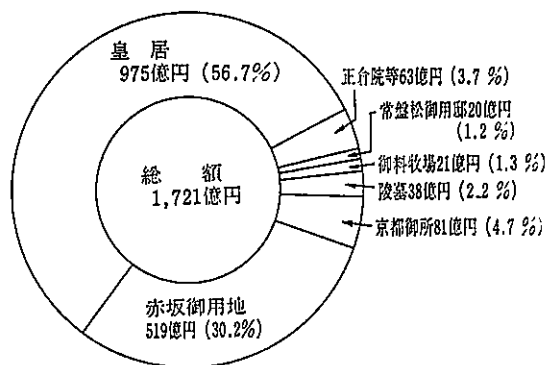
一般会計6,477,291百万円(43.2%)、特別会計8,530,898(56.8%)、計15,008,190百万円(100%)

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等及び政府出資等である。

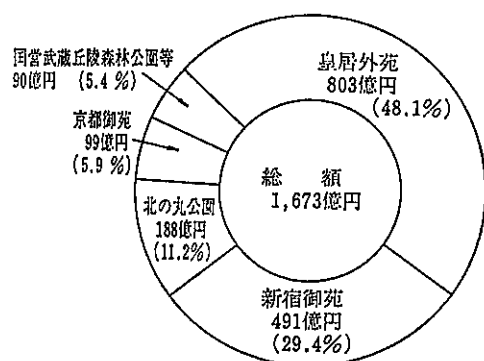
(1) 公用財産 (統計2.3.7.20参照)



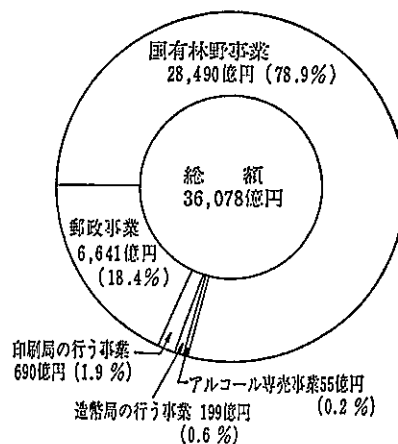
(3) 皇室用財産 (統計2.7.20.22参照)



(2) 公共用財産 (統計2.7.20.21参照)



(4) 企業用財産 (統計2.3.7.20.23参照)



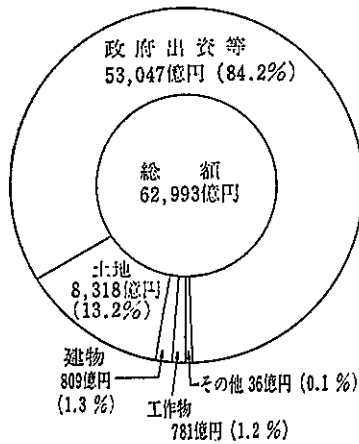
第3表 国有財産分類別・所管別現在額 (昭和50年3月31日現在)

(単位: 百万円)

分類・所管	土地		建物		その他		計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
衆議院	316	41,541	264	13,565	7,113	工作物	7,021	62,221 0.7
参議院	170	18,362	105	6,456	3,136	"	3,099	27,955 0.3
最高裁判所	3,143	107,721	1,403	52,922	19,611	"	19,526	180,255 2.1
会計検査院	24	1,993	34	997	390	"	388	3,380 0.0
内閣府	64	5,295	49	1,325	907	"	906	7,528 0.1
総理府	909,405	708,446	9,780	208,805	740,635	船舶	234,544	1,657,887 19.0
法務省	44,286	126,360	3,606	74,503	27,476	航空機	353,823	228,340 2.6
外務省	812	14,877	258	11,709	5,658	工作物	26,865	32,245 0.4
大蔵省	12,037	277,102	4,652	140,089	68,922	"	67,546	486,115 5.6
文部省	1,291,137	647,406	14,230	409,748	279,519	"	234,578	1,336,674 15.4
厚生省	30,249	122,956	5,775	157,762	77,667	"	76,967	358,385 4.1
農林省	86,135,527	303,692	4,990	122,296	2,579,178	立木竹	2,222,544	3,005,167 34.5
通商産業省	1,856	31,373	602	15,695	13,267	工作物	351,201	60,336 0.7
運輸省	41,376	148,553	1,888	53,762	186,528	"	130,968	388,843 4.5
郵政省	6,078	390,182	4,624	196,270	97,915	船舶	47,211	684,369 7.9
労働省	992	17,972	693	19,225	7,072	工作物	97,500	44,270 0.5
建設省	19,204	55,684	2,091	55,768	30,217	"	27,990	141,670 1.6
自治省	82	1,858	26	854	435	"	435	3,148 0.0
計	88,496,769	3,021,381	55,079	1,541,761	4,145,653	立木竹	2,264,408	8,708,797 100.0
						工作物	1,220,238	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等及び政府出資等である。

(5) 普通財産 (統計2.3.7.28参照)



3. 所管別現在額 (統計4.18.20.28参照)

国有財産の総額について、その財産を所管する各省各庁別にみると第3表の通りである。

主なものを所管別にみると、大蔵省所管の大部分は普通財産5兆4,604億円で、その主なものは政府出資等4兆5,141億円であり、農林省所管では、国有林野事業特別会計の企業用財産2兆8,490億円(主として立木竹2兆2,213億円)が主なものであり、総理府所管では、防衛庁、防衛施設庁及び警察庁の公用財産1兆2,398億円、宮内庁の皇室用財産1,721億円並びに環境庁の公共用財産1,637億円が主なものであり、文部

第3表 国有財産分類別・所管別現在額 (昭和50年3月31日現在) (続)

(単位 百万円)

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(普通財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
衆議院 参議院 最高裁 内閣 府省庁 外務省 文部省 厚生省 農林省 通商産業省 運輸省 郵政省 労働省 建設省 自治省 計	— — — — 128 2 10 951,750 14,206 359 638,360 0 184 11 0 369 — 1,605,384	— — — — 1,254 1,065 103 813,244 9,011 2,604 2,800 0 331 634 4 801 — 831,856	— 0 — — 371 — 1 5,837 84 13 36 0 2 0 10 — 6,359	— 6 — — 10,420 — 69 68,056 1,279 338 601 4 50 1 6 142 — 80,980	— 0 — — 10,881 — 58 4,579,169 542 46 26,628 124 20,650 37,286 312,372 398,796 — 5,386,557	船舶 267 工作物 10,585 — — 58 政府出資等 4,514,151 工作物 384 " 34 立木竹 142 政府出資等 22,002 特許権等 124 政府出資等 20,290 " 37,286 " 312,371 " 398,692 政府出資等 5,304,795	— 7 — — 22,557 1,065 231 5,460,470 10,833 2,989 30,029 130 21,031 37,922 312,383 399,740 — 6,299,393	— 0.0 — — 0.4 0.0 0.0 86.7 0.2 0.1 0.5 0.0 0.3 0.6 4.9 6.3 — 100.0
(合計)								
衆議院 参議院 最高裁 内閣 府省庁 外務省 文部省 厚生省 農林省 通商産業省 運輸省 郵政省 労働省 建設省 自治省 計	316 170 3,143 24 64 909,533 44,289 823 963,788 1,305,344 30,608 86,773,888 1,857 41,561 6,089 992 19,574 82 90,102,153	41,541 18,362 107,721 1,993 5,295 709,700 127,425 14,981 1,090,347 656,417 125,560 306,492 31,373 148,884 390,817 17,976 56,485 1,858 3,853,237	264 106 1,403 34 49 10,151 3,606 260 10,489 14,315 5,788 5,026 603 1,891 4,624 693 2,102 26 61,439	13,565 6,463 52,922 997 1,325 219,226 74,503 11,779 208,146 411,027 158,100 122,898 15,700 53,812 196,272 19,232 55,911 854 1,622,741	7,113 3,137 19,611 390 907 751,516 27,476 5,716 4,648,091 280,062 77,713 2,605,806 13,392 207,178 135,202 319,444 429,014 435 9,532,211	工作物 7,021 " 3,099 " 19,526 " 388 " 906 船舶 234,811 航空機 353,823 工作物 26,865 " 5,704 政府出資等 4,514,151 工作物 234,963 " 77,002 立木竹 2,222,686 政府出資等 22,002 工作物 13,239 " 131,070 船舶 47,413 工作物 97,500 政府出資等 312,371 " 398,692 工作物 435 立木竹 2,266,198 政府出資等 5,304,795	62,221 27,963 180,255 3,380 7,528 1,680,444 229,405 32,477 5,946,585 1,347,507 361,375 3,035,197 60,466 409,875 722,292 356,654 541,411 3,148 15,008,190	0.4 0.2 1.2 0.0 0.0 11.2 1.5 0.2 39.6 9.0 2.4 20.2 0.4 2.7 5.0 2.4 3.6 0.0 100.0

省所管では、国立学校特別会計の公用財産 1 兆 2,717 億円が主なものである。次いで郵政省所管が大きい。これは郵政事業特別会計の企業用財産 6,641 億円が主なものである。

4. 区分別現在額（統計2.7.28参照）

国有財産の総額を区分別（土地、建物、工作物等の別）にみると第 4 表の通りである。

(1) 土 地

土地の総額（前述のように公共用財産である道路、河川、海浜地等は含まれていない。）は、90,102 百万平方メートル、3 兆 8,532 億円である。この数量は、我が国土面積 3,774 億平方メートルの約 1/4 に当たる。その総数量の 95.4% に当たる 85,966 百万平方メートル、2,394 億円は農林省（国有林野事業特別会計）の行政財産（企業用財産）で、その大部分は森林及び原野である。

公用財産の土地は、2,478 百万平方メートル、2 兆 417 億円で、その主なものは、文部省 1,291 百万平方メートル、6,474 億円（主として国立学校特別会計）及び総理府 866 百万平方メートル、3,992 億円（主として防衛庁）である。

普通財産の土地は、1,605 百万平方メートル、8,318 億円で、その主なものは、大蔵省所管一般会計所属の 945 百万平方メートル、7,484 億円及び農林省（自作農創設特別措置特別会計）の 415 百万平方メートル、6 億円である。

(2) 立 木 竹

立木竹の総額 2 兆 2,661 億円のうち、大部分を占める 2 兆 2,213 億円（主として立木 2 兆 1,975 億円）は、農林省（国有林野事業特別会計）の企業用財産である。

(3) 建 物

建物の延べ面積 61 百万平方メートル、1 兆 6,227 億円のうち、行政財産は延べ 55 百万平方メートル、1 兆 5,417 億円で、これは主として庁舎、国立学校の校舎等である。普通財産は延べ 6 百万平方メートル、809 億円であつて、その大部分の延べ 5 百万平方メートル、630 億円は大蔵省所管一般会計所属のものである。

(4) 工 作 物

工作物の総額 1 兆 2,983 億円のうち、行政財産は 1 兆 2,202 億円で、その主なものは農林省（国有林野事業特別会計）の企業用財産 3,226 億円、文部省（国立学校特別会計）の公用財産 2,246 億円及び総理府（主として防衛庁）の公用財産 1,386 億円である。

また、普通財産は 781 億円で、その大部分である 603 億円が大蔵省所管一般会計所属のものである。

(5) 機械器具

機械器具の総額 9 億円は、大蔵省所管一般会計所属の普通財産で、旧陸軍省、海軍省及び軍需省から大蔵省が引継ぎを受けたものである。

(6) 船 舶

船舶の総額 4,926 隻、2,973 億円のうち、行政財産は 4,845 隻、2,967 億円で、その主なものは総理府（主として防衛庁）の 803 隻、2,395 億円及び運輸省（主として海上保安庁及び港湾建設局）の 1,587 隻、472 億円の公用財産である。

また、普通財産は 81 隻、5 億円で、その主なものは総理府（防衛庁）の 19 隻、2 億円である。

(7) 航 空 機

航空機 1,916 機、3,621 億円のほとんどは行政財産であつて、その主なものは総理府（主として防衛庁）1,802 機、3,538 億円及び運輸省（主として海上保安庁）90 機、81 億円の公用財産である。

(8) 地上権等及び特許権等（統計 8.9 参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の総額は 45 百万平方メートル、6 億円であつて、その主なものは文部省（国立学校特別会計）の公用財産 39 百万平方メートル、3 億円である。

また、特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）の総額は 337 千件、17 億円で、その主なものは建設省（主として国土地理院）の公用財産 333 千件、13 億円である。

(9) 政府出資等（統計 13.14 参照）

政府出資等（株券、社債券、地方債証券、受益証券、出資に因る権利等）の総額は 5 兆 3,047 億円であり、これは国有財産総額の 35.3% を占めている。その大部分の 5 兆 2,953 億円は政府出資であり、その他有価証券は 94 億円となつてい

る。政府出資等の大宗を占める政府出資とは、特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対し出資したことにより取得した出資に因る権利又は証券であつて、これを会計別、出資法人の種類別にみると第 5 表の通りである。

政府出資の会計別内訳は、一般会計からの出資 2 兆 4,909 億円及び特別会計からの出資 2 兆 8,044 億円である。また、出資法人別にみると、3 公社に対する出資 4,281 億円、日本道路公団等公団に対する出資 1 兆 9 億円、日本輸出入銀行等金融機関に対する出資 1 兆 4,718 億円、国際通貨基金等国際機関に対する出資 6,355 億円、海外経済協力基金等その他特殊法人に対する出資 1 兆 6,490 億円等である。

第 4 表 国 有 財 産 区 分 別 現 在 額
（昭和 50 年 3 月 31 日現在）（単位 百万円）

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	90,102,153	3,853,237
立 木 竹			2,266,198
建 物	延べ千平方メートル	61,439	1,622,741
工 作 物			1,298,374
機 械 器 具			949
船 舶	隻	4,926	297,301
航 空 機	機	1,916	362,119
地 上 権 等	千平方メートル	45,155	697
特 許 権 等	千件	337	1,774
政府出資等			5,304,795
合 計			15,008,190

第5表 政府出資現在額

(昭和50年3月31日現在)(単位 百万円)

政府出資法人	政府出資現在額			
	法人数	一般会計	特別会計	合計
公 社	3	428,124	-	428,124
公 団	15	271,068	729,845	1,000,913
金融機関	14	330,414	1,141,407	1,471,821
国際機関	6	235,041	400,555	635,597
その他特殊法人	61	1,205,152	443,939	1,649,091
特別会社	7	19,983	88,679	108,663
清算法人	7	1,168	-	1,168
合 計	113	2,490,953	2,804,426	5,295,379

- (注) 1. 「公社」は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社である。
 2. 「公団」は、日本道路公団外14公団である。
 3. 「金融機関」は、北海道東北開発公庫外9公庫、日本銀行外2銀行及び商工組合中央金庫である。
 4. 「国際機関」は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会、アジア開発銀行及びアフリカ開発基金である。
 5. 「その他特殊法人」は、上記法人及び特別会社、清算法人以外の特別の法律に基づき設立された法人で、海外経済協力基金外60法人である。
 6. 「特別会社」は、特別の法律に基づき設立された株式会社で東北開発株式会社外6会社である。
 7. 「清算法人」は、日本製鉄株式会社等清算法人と住宅営団等いわゆる閉鎖機関である。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額(統計15.16参照)

昭和49年度中の総増加額は1兆5,231億円、総減少額は2,797億円であつて、差引1兆2,434億円の純増加となつている。

2. 分類別、種類別増減額

昭和49年度中の増減額を分類別、種類別にみると第6表の通りである。

行政財産の純増加額は4,927億円で、そのうち、公用財産が大部分の3,974億円を占めている。

また、普通財産の純増加額は7,507億円である。

3. 会計別増減額

昭和49年度中の増減額を会計別にみると第7表の通りである。

一般会計は7,725億円の純増加となつているが、これは政府出資等4,901億円、航空機958億円、建物645億円、工作物543億円等の増加によるものであり、特別会計の純増加は4,709億円で、これは政府出資等2,192億円、工作物967億円、建物816億円、土地442億円等の増加によるものである。

第6表 国有財産分類別・種類別増減額(昭和49年度)

(単位 百万円)

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
行政財産	74,667	104,941	2,447	151,765	369,504	工作物 154,572	626,212	41.1
公用財産	47,336	82,158	2,104	127,955	269,428	" 111,388	479,541	(31.5)
公共用財産	2,728	2,397	3	319	746	" 694	3,463	(0.2)
皇室用財産	-	-	1	244	315	" 289	559	(0.0)
企業用財産	24,602	20,385	337	23,246	99,014	立木竹 56,814	142,647	(9.4)
普通財産	177,090	79,351	1,338	50,570	767,028	政府出資等 731,706	896,950	58.9
合 計	251,758	184,293	3,786	202,336	1,136,533		1,523,162	100.0
(減 少 額)								
行政財産	50,871	53,737	1,161	20,162	59,611	立木竹 32,992	133,510	47.7
公用財産	19,634	47,601	979	14,065	20,388	工作物 8,594	82,055	(29.3)
公共用財産	2,586	1,645	1	79	269	" 236	1,994	(0.7)
皇室用財産	8	50	0	19	13	" 11	82	(0.0)
企業用財産	28,642	4,439	180	5,997	38,940	立木竹 32,591	49,377	(17.7)
普通財産	246,096	64,514	1,294	35,969	45,743	政府出資等 22,347	146,227	52.3
合 計	296,968	118,251	2,455	56,132	105,354		279,738	100.0
(差 引 額)								
行政財産	23,796	51,204	1,286	131,603	309,893	工作物 139,384	492,701	39.6
公用財産	27,702	34,556	1,125	113,889	249,039	" 102,794	397,485	(32.0)
公共用財産	141	752	2	289	477	" 458	1,469	(0.1)
皇室用財産	△ 8	△ 50	1	225	301	" 277	476	(0.0)
企業用財産	△ 4,039	15,946	157	17,248	60,074	" 35,852	93,269	(7.5)
普通財産	△ 69,006	14,836	44	14,600	721,285	政府出資等 709,359	750,722	60.4
合 計	△ 45,210	66,041	1,330	146,203	1,031,179		1,243,424	100.0

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等及び政府出資等である。

第7表 国有財産会計別増減額（昭和49年度）

（単位 百万円）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
一 般 会 計	111,149	107,686	1,704	89,382	726,481	政府出資等 505,482	923,550	60.6
特 別 会 計	140,608	76,606	2,081	112,953	410,051	“ 226,223	599,611	39.4
合 計	251,758	184,293	3,786	202,336	1,136,533		1,523,162	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	130,387	85,881	1,238	24,806	40,356	政府出資等 15,357	151,043	54.0
特 別 会 計	166,581	32,370	1,216	31,326	64,998	立木竹 33,102	128,694	46.0
合 計	296,968	118,251	2,455	56,132	105,354		279,738	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	△ 19,237	21,805	465	64,576	686,125	政府出資等 490,125	772,507	62.1
特 別 会 計	△ 25,972	44,236	864	81,627	345,053	“ 219,233	470,916	37.9
合 計	△ 45,210	66,041	1,330	146,203	1,031,179		1,243,424	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等及び政府出資等である。

第8表 国有財産所管別増減額（昭和49年度）

（単位 百万円）

所 管 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
衆 議 院	16	3,300	9	681	376	工作物 375	4,358	0.3
参 議 院	6	988	0	18	98	“ 97	1,105	0.1
最 高 裁 判 所	68	11,698	45	2,474	1,855	“ 1,855	16,028	1.1
会 計 検 査 院	-	-	0	56	34	“ 34	91	0.0
内 閣	0	65	-	0	0		66	0.0
総 理 府	5,359	10,237	629	32,117	169,904	航空機 96,247 船 舶 45,310	212,260	13.9
法 務 省	442	3,870	159	9,128	4,540	工作物 4,481	17,539	1.2
外 務 省	51	309	108	8,286	3,579	“ 3,579	12,175	0.8
大 蔵 省	102,363	79,482	892	38,732	659,053	政府出資等 634,167	777,267	51.0
文 部 省	50,645	23,864	716	39,758	36,592	工作物 35,140	100,215	6.6
厚 生 省	986	5,582	338	20,596	12,501	“ 12,340	38,680	2.5
農 林 省	85,960	4,772	287	11,907	88,459	立木竹 56,906 工作物 31,311	105,139	6.9
通 商 産 業 省	232	1,291	4	369	807	“ 802	2,468	0.2
運 輸 省	1,545	10,827	109	7,480	43,163	“ 22,424 船 舶 11,758	61,472	4.0
郵 政 省	250	19,430	297	20,819	22,946	工作物 16,842	63,197	4.1
労 働 省	49	1,210	30	1,781	40,591	政府出資等 39,610	43,583	2.9
建 設 省	3,775	7,359	154	8,076	52,001	“ 46,200	67,438	4.4
自 治 省	-	-	0	49	24	工作物 24	73	0.0
合 計	251,758	184,293	3,786	202,336	1,136,533		1,523,162	100.0

第8表 国有財産所管別増減額（昭和49年度）（続）

（単位 百万円）

所 管 別	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル					%	
衆 議 院	11	1,511	0	30	29	工作物	29	1,571	0.6
参 議 院	0	27	0	6	4	“	3	38	0.0
最 高 裁 判 所	75	12,686	60	1,376	206	“	205	14,269	5.1
会 計 検 査 院	-	-	-	-	0			0	0.0
内 閣	0	97	-	-	0			97	0.0
総 理 府	1,973	8,853	423	9,006	11,277	工作物	6,377	29,137	10.4
法 務 省	613	3,209	80	912	175	船 舶	3,892	4,297	1.5
外 務 省	18	40	85	6,608	2,601	工作物	164	9,250	3.3
大 蔵 省	124,817	61,310	749	19,202	34,367	“	2,601	114,879	41.1
文 部 省	15,101	13,172	274	4,373	2,209	政府出資等	21,924	19,755	7.1
厚 生 省	1,002	2,028	237	2,771	1,374	工作物	1,506	6,173	2.2
農 林 省	149,607	4,003	274	4,529	39,070	“	1,320	47,603	17.0
通 商 産 業 省	16	62	2	55	69	立木竹	32,771	187	0.1
運 輸 省	785	3,176	49	824	10,437	工作物	69	14,438	5.2
郵 政 省	113	4,399	97	4,601	1,913	船 舶	5,702	10,914	3.9
労 働 省	10	163	18	214	37	工作物	3,692	415	0.1
建 設 省	2,817	3,507	100	1,584	1,564	“	1,911	6,655	2.4
自 治 省	2	2	0	33	16	“	16	52	0.0
合 計	296,968	118,251	2,455	56,132	105,354			279,738	100.0
(差 引 額)									
衆 議 院	5	1,788	8	651	347	工作物	346	2,786	
参 議 院	6	961	△ 0	11	93	“	93	1,066	
最 高 裁 判 所	△ 7	△ 988	△ 14	1,097	1,649	“	1,650	1,759	
会 計 検 査 院	-	-	0	56	34	“	34	91	
内 閣	-	△ 31	-	0	0			△ 30	
総 理 府	3,386	1,384	205	23,110	158,627	航空機	95,293	183,122	
法 務 省	△ 170	660	79	8,215	4,365	船 舶	41,418	13,242	
外 務 省	33	269	22	1,678	977	工作物	4,316	2,925	
大 蔵 省	△ 22,454	18,172	143	19,529	624,685	“	977	662,387	
文 部 省	35,544	10,692	442	35,384	34,383	政府出資等	612,243	80,459	
厚 生 省	△ 15	3,553	101	17,825	11,127	工作物	33,634	32,506	
農 林 省	△ 63,646	769	12	7,378	49,388	“	11,020	57,536	
通 商 産 業 省	215	1,228	2	314	738	立木竹	24,134	2,281	
運 輸 省	760	7,651	60	6,656	32,726	工作物	25,152	47,034	
郵 政 省	136	15,031	200	16,217	21,033	“	732	52,282	
労 働 省	39	1,046	12	1,566	40,554	船 舶	6,056	43,167	
建 設 省	957	3,852	53	6,492	50,437	工作物	14,930	60,782	
自 治 省	△ 2	△ 2	0	15	7	政府出資等	39,610	21	
合 計	△ 45,210	66,041	1,330	146,203	1,031,179	“	45,952	1,243,424	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等及び政府出資等である。